

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	健康診査事業(基本健康診査)				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	保健課		包含する細々目	1	4	1	3	11	5	55,262
政策	3健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	31 心と体の健康づくり											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要						
		事業期間	S28	年度～	年度	関連計画条例等						健康いいた21

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	・40歳以上の職場等で受診機会のない市民	基本健康診査対象者 人 (平成19年度まで) 平成20年度より基本健康診査(特定健診)は	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする	
			25277	21196			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
検診受診率 %			18目標	25	最終目標	65	
手段の記述	・対象となる市民の多くが、基本健康診査を受け、疾病やリスクを早期に発見する。 併せて栄養や運動等の保健指導を行うことで健康な生活習慣の獲得を動機づける。 精密検査受診率%	18年度の実績	18実績	23	19目標	26	↑
			23目標	23実績		最終目標達成年度	
			18目標	75	最終目標		
			18実績	67.4	19目標	75	↑
		23目標	85	23実績		最終目標達成年度	

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	脳卒中や糖尿病など生活習慣病予防の一環として、基本健康診査を実施している。老人保健法の保健事業として定められている。	・基本健康診査の実施 ・基本健康診査結果について受診者全員を対象に結果報告会の実施 ・受診率向上のため、検診内容や方法を見直し受診しやすい方法を実施する。土曜日健診の実施 ・65歳以上の基本健康診査は介護予防目的の健診内容となるため、64歳以下と別日程で実施	基本健康診査受診数 人 結果報告会実施回数と参加人数 人	5837人 43回 3965人
	18年度の実績	・基本健康診査は前半に64歳以下を実施し、その未受診者に対して後半の65歳以上のときに一緒に受診できるようにし受診率を上げる。検診内容も高齢者と同一のものとする	基本健康診査受診数	人
	19年度計画			

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金	5,616	6,414
	県支出金	7,113	8,018
	起債		
	その他	7,654	10,000
	一般財源	12,849	30,830
事業費計(A)		33,232	55,262
人件費	正規職員所要時間	18年度 1,452	19年度 1,600
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	5,192	5,722
	トータルコストA+B	38,424	60,984

特定財源内訳や補足事項	・その他は各種健診の個人負担金・20年度より基本健康診査は保険者(国保会計)が実施主体となる。
-------------	---

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	心身ともに健康を保つ	65歳未満の生活習慣病による死亡割合%	現状値	59.7(H16)	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	59
	65歳未満の生活習慣病による死亡率	現状値	110.5(H16)	19実績		
		20実績		21実績		
22実績			23目標		110	

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
昭和30年代より健康診査事業を実施している。老人保健法の施行により保健事業として定められる。	不況等の影響で、職場での検診を実施しない中小企業が増え、老人保健法の対象とならない受診者が急増している。18年度より老人保健法の見直しがあり、65歳以上の基本健康診査には、特定高齢者の発見という目的がある。さらに受診率の向上のために健診体制を整備する必要があり医師会等関連機関と協議して、医療機関への委託を19年度上半期に医師会と協議する。20年度から医療制度改革により特定健診の実施主体は医療保険者となり、国保では受診率65%が要求されている。	自分の体の状態を知るためにも健診は重要である。高齢の受診者の多くは主治医をもっており、検査を重複して受けるなどの無駄があるため65歳以上の基本健康診査については、医師会に委託し医療機関での個別健診にすべきであると医師会からの意見がある。

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由)	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がある (その理由)	
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がある (その理由)		有効性評価	廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由)
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		有効性評価	他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)	(評価) 統合可能 (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由)		効率性 評価	成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 可能 (その理由)
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由)	

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持	受診率向上のため、50歳代国保加入者全員への受診勧奨や希望者の再募集による後期健診の実施
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	市民への十分な周知と説明

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？	

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	